令和元年度 第3回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 令和2年3月17日(火)14:00~16:00

会 場 仙台市役所 本庁舎 2階 第一委員会室

出席委員 稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、菅原 正和委員、

杉山 朗子委員、髙山 秀樹委員、杼窪 昌之委員、 馬場たまき委員、舟引 敏明委員、堀 繁 委員、

厳 爽 委員、吉川 由美委員

仙 台 市 都市整備局長、細井次長、八木次長、総務課長、計画部長

事務局 都市整備局計画部都市景観課

【議事】

- 1. 開 会
- 2. 都市整備局長挨拶
- 3. 会長挨拶
- 4. 事務局からの報告
- 5. 議事

<審議事項>

- ・提言書(案)~今後の景観施策のあり方について~
 - <報告事項>
 - ・景観計画区域内に係る行為届出の取扱いについて
- 6. 閉 会

【議事録】

- 1. 開会
 - 司会 ・ただいまより令和元年度第3回景観総合審議会を開催いたします。 (配布資料確認)
- 2. 都市整備局長挨拶

司会・開会に当たりまして、都市整備局長の小野よりご挨拶を申し上げます。

都市整備局長 • (局長挨拶)

3. 会長挨拶

司会・続きまして、堀会長、ご挨拶をお願いいたします。

堀会長 ・(会長挨拶)

4. 事務局からの報告

司会 ・前回の審議会以降の報告事項は、屋外広告物部会についての1点です。

・今年度、第2回目となる屋外広告物部会を1月27日に開催しています。 議事は「屋外広告物ガイドラインの検討について」となり、事務局で調 査しました市内に実際にある気になる屋外広告物の事例をもとに、本市 の目指す方向性についてご議論いただきました。

5. 議事 〈審議事項〉提言書(案) ~今後の景観施策のあり方について~

司会 ・本日の出席状況ですが、武山委員、不破委員よりご欠席の連絡を頂戴しており、委員 13 名中 11 名の出席ですので、仙台市景観法等の施行に関する規則の規定により、会議が成立しています。

堀会長 ・議事録の署名ですが、今回は舟引委員にお願いいたします。

- ・本日の審議事項ですが、「提言書(案)~今後の景観施策のあり方について~」です。
- ・前回の審議会では、施策の見直しの方向性などについてご意見をいただいたところですが、今回は検討のまとめと見直しの方向性を踏まえた提言書(案)につきましてご意見をいただければと思います。

事務局 ・(資料説明)

堀会長 ・委員の皆様より提言書(案)について、具体的な文言の修正のご意見を いただければと思います。

厳委員・提言書(案)の2ページ目の最後にある「市民協働を推進するための協働のあり方や担い手の育成」や6ページ目(3)②にある「景観推進員等の施策」についての意見です。これらは、市民がどのような形で景観に関わっていけるのかという施策なのですが、行政から与えられたものだけではなく、市民がオープンスペースを利用する際にイスを自由に動かせるなど、使い手自らが考えアレンジできるようなデザインを取り入れることも大事なのではないかと思います。そうすることにより、市民の景観に対する関心も高められますし、市民が関わっていける景観になっていくのではないかと思います。

堀会長 ・具体的に提言書のどこを修正するということでしょうか。

・例えば、提言書(案)の4ページ目、最後にある「シンボルロードに、 周辺の道路、公園、オープンスペース等が有機的につながり、まちを回 遊しながら市民が暮らしの場として楽しんで過ごしている」の記載にお いて、市民がコミットしていける景観づくりや景観に関わる市民のリテ ラシーといった文言を入れるといいのではないかと思います。

堀会長 ・基本的な考え方のところに、市民が景観をつくるということに特化した 文言を入れるということでしょうか。ただ、今回は景観施策に関する提 言ですので、今の内容が景観施策に該当するものかどうか検討をさせて ください。

厳委員・わかりました。

堀会長 ・他にいかがでしょうか。

- 吉川委員 ・提言書(案)の3ページに、「市民の自主的な活動の支援に新たな視点を入れること」と記載されていますが、既に自主的な活動をされている方もいらっしゃいますので、「支援に新しい視点を入れる」とするより、「市民の自主的な活動を尊重し、さらに支援に新たな視点を取り入れる」とするなど、既に実施している活動を尊重するような一言が入ってもいいのではないかと感じました。
 - ・提言書(案)の6ページ(3)①で、「魅力的な景観をみんなで共有し、 発信する仕組み」とありますが、仙台は既にすばらしい景観を持ってい て、市民はそれに誇りを持っていると思います。その誇りを共有すると いう表現より、私たちが今持っている資産を楽しむといった表現にした ほうが、説得力が増し、より市民も景観を一緒に楽しもうという気持ち になるのではないでしょうか。
 - ・提言書(案)7ページの「地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全」のところについてですが、仙台では、例えば七夕まつりという伝統的でかつ季節的なイベントの景観があります。商店街には七夕に関する施設があるなど、七夕について年間を通して継承している取組みが細々ながら行われています。そのような取組みの存在を市民が知り、尊重し、継承している人がいるからこそ、その景観が成り立ち、仙台の伝統的景観

にとても強い影響を与えているのだということをみんなで共有すること が大事なのだと思っています。

- ・提言書(案)の「はじめに」にグローバル化とありますが、グローバル 化の中で忘れてはならないのは、仙台の人々がローカルで支えている文 化だと思います。例えば七夕まつりに何百万人、人が来たとしても、お 土産屋さんは得するかもしれませんが、七夕をつくっている市民という のは一銭の得にもならないわけです。現実には、七夕はほとんどが業者 によってつくられていますが、手づくりしている方もまだいらっしゃい ます。それこそが、この七夕まつりの本物の価値を支えているわけです。 それを忘れると、景観からも大事なものが落ちてしまい、ただグローバ ル化の波に流されて、どこでも一緒の金太郎飴のような景観になるかも しれません。グローバル化している社会だからこそ、落としてはならな いものを落とさないようにするためにも、保全している人に対する尊重 の表現というのが一言入ってほしいと考えます。また、それだけではな く、社会的に色々なことをやっている人たちと横軸で連携しながら、そ のことを考えていくことも必要かと思うので、連携についての一言もこ こに入れてはどうかと思います。
- 堀会長 ・ご意見として承って、後で全体を考えて、どのようにするか検討したい と思います。
- 杉山委員 ・提言書(案)の5ページ①②のところに、「インセンティブと連携した」 という表現がありますが、意味が十分に汲み取れないため、インセンティブとはどのようなことか教えてください。
 - ・また、同じページの①にある「通りで過ごす人の居心地に配慮した質の 高い道路を整備する」というときに、道路というのは歩道や車道をイメ ージしますが、何を指しているでしょうか。
 - 事務局 ・インセンティブとは、いわゆるボーナスみたいなことになるかと思います。例えば、総合設計制度では、自治体ごとの基準ではありますが、空地や緑を設けることにより、通常の容積率よりも割増しするという制度があります。仙台市でもこれまでいくつか事例がありますが、空地や緑を設けたにも関わらず、あまりいい使い方がされているところが少ないという実感があります。それをより魅力的になるように取り組んでいきたいと考えています。

・道路につきましては、歩道や車道、定禅寺通であれば中間の歩道部分も 含みますので、全断面という認識です。そういうところをどのようにし たら居心地のいい空間づくりができるのかについて、今後検討する必要 があると思っています。

堀会長・いかがでしょうか。

杉山委員 ・従来のインセンティブと連携した誘導指針や協議方法を再検討するという意味でしょうか。

事務局 ・そこも含めて検討したいと思います。

杉山委員 ・そのあたりが少し分かりにくい表現ではないかと思いましたので、修正 いただきたいと思います。

・先日、東京駅に夜行ってきたのですが、日比谷通りや行幸通りは照明まで設計が丁寧にされていましたので、そのような部分までやっていただけると期待しています。

堀会長 ・道路は道路法でいう道路ですので、全部を指します。

厳委員 ・道路とすると、何となく土木的なイメージがあります。そういう意味で、 道路空間としたほうが、照明等も含んでいるということをイメージしや すいのではないでしょうか。

堀会長 ・了解しました。道路という表現には違和感がないのですが、配慮した記載をさせてください。

杉山委員 ・提言書(案) 5ページ(1)の本文2行目にある「シンボルロードの周 辺やこれらからつながっている様々な通り、通りから広がる公園」とい う表現について、「これらから」ではなく、「これらに」としたほうが いいのではないかと思いました。

・それから、「通りから広がる公園」という表現ではイメージしづらいので、人にやさしく居心地のいい公園と、それにつながるような表現にしていただければ、通りに公園をつなげなくてもいいのではないかと思いました。今日も錦町公園を見てきたのですが、公園がぽつんとあるというのが仙台の特徴のように思えて、すごくもったいないという気がしま

した。公園やオープンスペースについての取組みを色々と書いてくださっていますが、通りとつなげる必要があるのか、それとも市民が居心地のいい空間として公園、オープンスペースが必要なのか、という点が気になりましたので、表現を変えても良いのではないかと思いました。

・資料1)別紙1と、提言書(案)を見比べたときに、「4.今後の展開」について、資料1)別紙1では太字の項目が3つあるのに対し、提言書(案)7ページでは3つ以上となっており、この繋がりが分かりづらいと感じました。資料1)別紙1は提言書(案)について、本当にシンプルに書いているので、提言書(案)も同様になっていたほうがいいのではないかと思いました。分かりやすさという部分では、資料1)別紙1にあるこの3つに足りない部分を補足説明するようなページにしたらどうかと思いました。意見です。

堀会長 ・提言書(案)については、上の2つが景観計画に関することで、その次が地域のシンボルとなる建造物等について、その次が市民協働についての内容となっています。下の2つは、景観条例に基づく施策の見直しの検討の内容です。

杉山委員 ・提言書(案)だけを読む場合はいいかと思うのですが、両方見せていただいたので、対応が分かるように番号を振っていただければ分かりやすいのではないかと思います。ご検討下さい。

堀会長 ・わかりました。ほかにいかがでしょうか。

稲葉委員 ・提言書(案)の6ページ、「(2) 地域の景観のシンボルとなる建造物等の保全について」の本文に、①指定候補の検討、②保全方法や活用方法と2つあります。内容からすると、活用方法が結構大きなウェイトを占めるのではないかと思いますので、ここのタイトルの中に活用を入れ、シンボルとなる建造物等の保全に当たっての活用について、としてはいかがでしょうか。

堀会長 ・ありがとうございました。活用を入れた方がいいと思います。

高山委員 ・5ページの今後の景観施策のあり方の①のところで、「通りを歩く人が 美しさと賑わいを実感できる」とありますが、「楽しさ」という要素も 必要かと、楽しさがあることによって、よりまちの魅力が増すのではないかと思った次第です。

・あと1つ質問です。6ページの(2)「①新たな指定方針と優先指定候補の検討」ですが、これは今まで歴史的、文化的な建造物を指定してきたと思うのですが、今後もその方針は変わらないのでしょうか。それとも、個人的な意見ですが、例えば美術館などの近代的な建物でまちの景観に貢献している建物の保全も今後検討されていくのか、経過がわからなかったので教えてください。

堀会長 ・いかがでしょうか。

事務局 ・これまでの指定の方針としましては、どちらかというと仙台城下の面影 を残す建造物等を優先的に指定するべきとしておりましたが、今ですと 捉え方がかなり幅広になってきていることもありますので、仙台城下の 面影を残す建造物等だけではなく少し視点を新たな形にして、現代のも のを対象にしていくという見方もあると思いますので、今後ご議論をしていただく中で、どのようなものを優先的に指定すればいいのかということを改めて整理していきたいと考えております。

堀会長 ・ほかにいかがでしょうか。

小林委員 ・5ページの「シンボルロード沿道建物」のところで、「店舗の魅力を高める事例集」ということで、店舗だけでいいのかなという気がします。 宮城野通とかは、オフィスもあるのに、オフィスは考えなくていいのかということになってしまうのではないかと思いました。

堀会長 ・ほかにいかがでしょうか。

馬場委員 ・上位規定の景観条例が平成24年の改定というのが一番最近ということで、 そこから振り返りつつ、新しい提言と考えたときに、景観条例の中では 景観をゾーンで見ていこうということを言っているのですが、提言書 (案)の文言を見ていくと、割と建造物というような表現が多いと感じ ましたので、最初のほうに少しそのエリアやゾーンを少し意識した上で 進めていくとよいかと思います。具体にここということではないのです が、そういった視点を入れてほしいというのが1つです。

- ・私は屋外広告物部会にも所属していますが、その点から読むと、屋外広告物に関する点が少し薄いような印象を受けます。5ページの④で「優れた屋外広告物に」という表現がありますが、本審議会でも屋外広告物部会でも、この10年なりの活動を見てくると、屋外広告物にかけてきた議論の時間は相当あると思います。市民の方と一緒に歩いての点検なども今後踏襲していくと思いますので、願わくば最初の1ページの「1. 仙台市における現況」に、記載してほしいです。
- ・総合計画のほうを意識してということであれば、緑の表現は少し足りないと感じます。この先、働き方改革によって、皆さんが空いた時間を、まちで憩いの時間として過ごしていただくと考えると、その中で緑の風景とかなりつながってくると思いますので、これからの提言書の中に盛り込んでいく必要があるのではないかと感じます。具体的ではないですが、意見です。
- 堀会長・3点ですね。景観条例ではゾーンという考え方がありますが、今回の提言書(案)の中には入っていない。あと屋外広告物の話が弱いのではないかと。入ってはいるんです。特に今後の景観施策のあり方④の方に。3点目が、緑という言葉が少ないのではないかということです。まず最初の景観条例との整合性は、特段書かれていないのですが、今後、景観条例等にこれらの提言書の内容を取り入れていくということになっていますので、ゾーンの考え方は含まれているという事でご理解いただきたいと思います。緑については入っているかとは思うのですが、もう少し検討をさせていただければと思います。
 - 他にいかがでしょうか。
- F2を員 ・6ページ「(2)地域の景観のシンボルとなる建造物等」とありますが、 私は具体的に建造物等のほかに街並みにという言葉を入れたらいいので はないかと思いました。建造物等では単なるただ一つの建物というイメ ージが強いので、街並みが大事なんだという気がいたします。
 - ・文章の中に「技術者を対象」とあるのですが、技術者は何の技術者を指 すのかもう少し具体性があるとよろしいかと思いました。
 - 堀会長 ・6ページの景観重要建造物等のところを景観重要建造物と街並みという ふうにしたらというご意見ですが、条例、景観計画で定める景観重要建 造物の中に街並みというものは入っていません。街並みというと地区計 画みたいになるので、もともとこの提言は、民間が持っている、持ちき

れなくなるのを何とかするという話なので、街並みの保全というのとは 少し性格が違います。入れるとすると、この場所ではなくて、1のほう に入ってくる可能性がありますね。別々に考えてみます。

・それから2点目技術者というのは何の技術者なのか、道路をつくる技術 者なのか、看板屋の技術者なのかわかりにくいので、少しわかるように したらどうかというご意見でした。何かございますか。

- 舟引委員 ・ちょうど総合計画の話と緑の話が馬場委員から出ましたので、私からは、 基本的なところの補足説明を少しします。私は、総合計画審議会の委員 に入っていて、資料1)参考資料をつくるところに参加しています。そ の中で特に今までと何が変わったかというと、タイトルが"The Greenest City" SENDAI になっています。仙台市が国際競争力を持って 東北をリード、引っ張っていく役割を持つ、未来へ向けて仙台市として ちゃんとやっていかなければいけないということで、この「挑戦」とい う言葉と「Greenest」、これは僕が考えたのではなく、ほかの委員さん が考え出されたものですが、環境や緑、福祉だとかも含めて最上級の都 市をつくることに挑戦をするという、かなりハードルを自ら高く掲げて ます。そのための手段として、一番最初に杜の都で緑だとか、杜の都に ふさわしい趣と風格のある街並み景観、要は世界で最上級になるために、 街並み景観をきちんと磨いていきましょうという、かなり強めの位置づ けをしていただいているということが一番大きなところです。今までの 景観計画というのは、いい景観を杜の都は今まで保ってきたから、これ を将来に引き継ぎましょうと、そのくらいの位置づけだったのですが、 今回の提言書の一番最初の「はじめに」のところに、その趣旨で「国内 外からの集客や交流の求心力及び経済的活力を高め」だとか、下から3 行目で、「皆が誇りに思い、世界からも選ばれるまち」という、景観施 策そのものが新しい武器として市の中できちんと活用してほしいのだと いうことを総合計画を踏まえて今回の提言に盛り込んでいるとご理解を していただければいいと思います。
 - ・ここまでは今までの経過説明ですが、ただ1点やはり気になったのが、 一番最後のページ、建設局の緑化に関する部署の審議会もお手伝いして いるのですが、どうしても大きな仙台市なので、施策が結構、局ごと、 部ごとにばらばらに動いていて、相互の連携が少し不足しているという きらいがどうもあります。建設局の緑化に関する部署では他局ともきち んと連携して新しい施策を総合計画にあわせて打ち出すようにお願いを しております。景観総合審議会、条例で読むと、景観施策ってきっと総

合的にいろいろな施策をやっていかなければいけないという意味で総合がついているのだとすると、一番最後の下から2行目、「景観施策の推進に当たっては継続性と趣旨の共通認識を維持する体制づくりが肝要」とありますが、これは誰が共通認識を持つのか、体制とはどこの体制のことなのか、肝要って、何か文語的な表現です。市の中で総合的に取り組むということ、総合的な取り組みをもう一回見直して強化するとか、そういうところを含めて、文言だけでなく、実際に本当にこれを進めるためには、今の何となく縦割り的なところをもう一回統合していく必要があります。市の行政、街並みの活性化とか、まちづくり政策局と都市整備局と建設局と、それぞれみんな重要にぶら下がって動いているはずなので、そこを縦にとどめないように、総合的にまとめるような役割が景観も一つあるのではないかと思いますので、そのようなニュアンスのところを書いていただければいいのではないかと思います。

堀会長 ・ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

菅原委員 ・4ページの上から5行目「景観が大きく変化する時期にさしかかっている。この時機を捉え、積極的な施策展開を行っていく必要がある」の積極的な施策展開とは、どういう施策を意味するのか、教えてください。

計画部長 ・ここに書いてあるのは、特に今、都心再構築プロジェクトという、老朽 建築物の更新などを多く推進したいという別な動きがあり、それとあわ せて 1 階部分の賑わいの空間づくりというのをお願いしているところも あります。こういった機運を捉えて、先ほどから申し上げているオープ ンスペースの設えとか景観づくりというところを積極的に取り組むこと によって、あわせて街並み空間をつくる。積極的に別なプロジェクトの 動きを活用しながら景観施策を打っていったほうがいいのではないかと いう意味で書かせていただいたものでございます。

菅原委員 ・そうすると道路、こちらのほうの都心でいうと、議会でも答弁で言って いたさくら野の前の青葉通広場化のようなもの、それをどんどん推し進 めていくというようなイメージなのでしょうか。

計画部長 ・景観施策ですので、ハード整備を進めていくという意味合いではなく、 例えば定禅寺通で今いろいろ検討している道路を景観上どのようにいい ものをつくっていくのか、とか、今ありました青葉通の広場化も景観は これからなのですが、仮に実現するとすれば、その広場をどのように設 えていくのかなど、そのような観点で今後オープンスペースの指針等を つくりつつ、そのあたりの検討をしていきたいという意味合いを書いて おります。

厳委員 ・今後の予定のところで、施策の見直しで早期に実施するものと中期的に 実施するものと分けられていて、それは順番的にそんなにきれいに分け られるかというのが一つ思ったことです。

堀会長 ・いかがでしょうか。今後の予定に関する質問です。

- 事務局 ・まず、確実にやらなければならない内容としましては、上位計画の見直しを踏まえた景観計画の修正、これは来年度どこを直すとかという話を審議会の中で議論させていただきたいと考えております。その景観計画の中に高さの制限の緩和条件があり、場所によっては足元に空地と緑を設けると、高さの制限が緩和されます。今後は単に設けるだけでなく、どういう足元の整備をしたら、その緩和が可能なのかというオープンスペースに対する誘導指針みたいなものを早期に定めなければならないと思っております。
 - ・屋外広告物につきましても、今現在、結構まちが大きく変わるというと ころがありますので、このタイミングで屋外広告物ガイドラインをお示 ししたいと思っておりましたが、段階的に検討していくしかないと考え ております。
- 堀会長 ・恐らく早期にやることが問題だという質問ではなくて、中期的に、つまり後回しにするのかということが質問かと思うので、これを中期と書かず、特に早期のみにして、それ以外はあえて示さないという方法もあります。中期と書かれることで後回しにされるという危惧があるという質問ですよね。
- 厳委員 ・はい、そうです。市民協働というのは最後ではなく、全てのところにおいてやはり市民協働が必要ということです。
- 堀会長 ・特段こういうことをやりますと書くのは構わないですが、後回し的に見 えないよう書き方を工夫していただきたいです。
 - ・ほかにいかがでしょうか。

- ・では最後に、今日いただいたご意見を参考にもう一回文言を練らせていただき、とりまとめは、会長と副会長にお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、いただきましたご意見をまとめていきたいと思います。
- 5. 議事 〈報告事項〉景観計画区域内に係る行為届出の取扱いについて

堀会長 ・次は、報告事項となります。景観計画区域内に係る行為届出の取扱いについての1点です。

事務局 ・(資料説明)

堀会長 ・ご質問はないでしょうか。

・これまでに 1,000 万人が見学される観光地でもあると、すごいですね。 場所に応じた丁寧な検証によって、さらによりよいものとなるよう、事業者さんにお願いしたいと思います。

舟引委員 ・1点だけ、この案件は全然問題ないのですが、最後のページの下「(2) 今後の類似案件の取扱い」で、特例の扱いがないため個別に判断するけれど、新規に認めずに特例の規定を設けるというのは、何かどれも矛盾しているように感じます。今回の事例で既に、従前の色彩が問題になっていないかとか、調和しているかとか、地域との良好な関わりがあるかとか、建物と調和しているかというチェックを今回の判断で示したわけですから、上だけで十分に今後の前例となると思いますし、余りごちゃごちゃと矛盾してとられる解説をすると、かえって混乱を招くのではないかと思います。

堀会長 ・2ポツ目は少なくとも要らないですね。3ポツ目も、特例扱いの規定を 設けると言わないほうがいいと思います。

舟引委員 ・特にこだわるわけではないですが、若干そういう感じがあるので、少し ご検討ください。

堀会長 ・そのほかにいかがでしょうか。

杉山委員 ・この案件自体、こういった昔からの工場ということでいいかと思います。 新規のこういう素材を扱うときにどうしてもツヤが高くなる、光沢度が 高いというか強くなったりする可能性があるので、いろんなご検討など もおやりだとは思いますが、「表面の光沢等にも配慮し」とか、そうい った一言を入れていただくといいかなと期待するものでございます。

・大体アドバイスのときには、光沢の有無も必ず入れます。協議事項に入れたほうがいいと。この最後のページの判断の、そういう光沢にも配慮してもらったのでよかったとか、OKしているなど入れてはどうでしょうか。景観計画の色彩ガイドラインのガラスなどでは、やはり一文入れているところが増えていますから、仙台はすごく早く(基準を)つくっているので余り入れていないかもしれないですが、素材感とか触れているので、そういったことも配慮してくれたという案件だと示すと良いのではないでしょうか。

堀会長 ・どこかに「光沢を抑える等も行い」みたいな文言を入れて、トータルで 彩度を判定するということで、よろしいでしょうか。

6. 閉会